

議案第 189 号

川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について

川崎市民プラザの指定管理者の指定期間（令和元年 12 月 12 日議決）を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

1 川崎市民プラザの指定管理者の指定について（令和元年11月25日提出 ・令和元年12月12日議決）

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市民プラザ 川崎市高津区新 作1丁目19番1 号	東京都千代田 区麹町5丁目 1番地	川崎みらい創造グループ 代表者 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子 構成員 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 落合 昭 構成員 株式会社東急コミュニケーションズ 代表取締役社長 雜賀 克英	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

2 変更の理由

現在、川崎市民プラザについては、施設の老朽化や耐震性の不足等の課題への対応の検討を進めており、令和6年度中を目途にこれらの課題への対応を含めた施設の今後の方向性を示す予定であるため、市民サービスの安定的・継続的な提供や効率的・効果的な施設運営を行う必要があることから、現行の指定期間を1年間延長するものである。